

こ健第2791号
大健こ第464号
堺精保第5159号
平成30年3月30日

各指定自立支援医療機関担当者様
(精神通院)

大阪府こころの健康総合センター所長
大阪市こころの健康センター所長
堺市健康福祉局健康部精神保健課長

自立支援医療（精神通院）における経過的特例の期限の延長について（通知）

日ごろは、精神保健福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院）の利用者負担については、障害者総合支援法施行令（以下「政令」という。）附則第12条及び第13条において、高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）のうち、市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する方も自立支援医療の対象として負担上限額を2万円とし、平成30年3月31日を期限とする経過的特例が設けられているところですが、この度、経過的特例の期限が平成33年3月31日まで延長されることとなりましたので、お知らせします。

なお、受給者・医療機関の方から、このことに伴う特別な申請は不要です。（現在受給中の方の受給者証については、引き続きご利用いただけます。）

(担当)	○大阪府こころの健康総合センター 電話06-6691-3749 FAX06-6691-2814
	○大阪市こころの健康センター 電話06-6922-8520 FAX06-6922-8526
	○堺市精神保健課 電話072-228-7062 FAX072-228-7943